特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

由布市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県由布市長

公表日

令和6年12月25日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

12.50 - 110.150	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法その他の介護保険に関する法律及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき介護保険に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 (具体的な事務) ①資格管理に関する事務 ②介護認定に関する事務
③システムの名称	・介護保険システム、・団体内統合宛名管理システム、・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
・資格情報ファイル、・給付情報	₩ファイル、·賦課調定情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の100の項並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第50条
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
5. 評価実施機関における	
①部署	高齢者支援課
②所属長の役職名	高齢者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	高齢者支援課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	16年12月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か		16年12月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書] 施機関については、それ・	•	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書
載されている。				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシ	ンステムを通じた	-入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
	個人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. J	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
	的ミスが発生するリスク 対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
	判断の根拠	り、申請者からマイナンバーだ情報による照会を原則として	が得られない いる。また、『	その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行ってお場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3 見新時にも、本人からマイナンバーを取得し、登録されているしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である		

9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によってる4) 委託先における不正な付5) 不正な提供・移転が行る6) 情報提供ネットワークシ	はるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリス 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 システムを通じて不正な システムを通じて不正な	け策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) トの入手が行われるリスクへの対策 は提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	を取り扱う事務に従事する職員 い、未受講者に対しては再受講 を講じている。また、庁内で漏え	((会計年度職員を含む 情の機会を付与し、関係 とい等のヒヤリハット事 している。これらの対策	多を行っている。年度中において、特定個人情報 ご。)等に対し、教育研修を実施し、受講確認を行 系する全ての職員が研修を受講するための措置 「案が発生した際等には、再発防止策等の周知 「を講じていることから、従業者に対する教育・啓

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 5 ②所属長	健康増進課長 麻生清美	健康増進課長 生野浩一	事後	人事異動に伴う所属長変更 のため
平成29年6月1日	I	総合政策課 〒879-5498 大分県由布市庄内 町柿原302番地 Tel097-582-1111	原302番地 Tel097-582-1111	事後	組織再編に伴う変更のため
平成29年6月1日	I 8 連絡先		健康増進課 〒879-5498 大分県由布市庄内 町柿原302番地 Tel097-582-1111	事後	組織再編に伴う変更のため
平成29年10月30日	評価実施機関名	由布市長 首藤奉文	大分県由布市長	事後	市長名の削除
平成30年4月1日	I 5 ②所属長	健康増進課長 生野浩一	健康増進課長 馬見塚 美由紀	事後	人事異動に伴う所属長変更 のため
令和1年5月10日	新様式への変更			事後	
令和2年4月1日	I 5①部署 ②所属長	健康増進課 健康増進課長	高齢者支援課 高齢者支援課長	事後	組織再編に伴う変更のため
令和2年4月1日	I 8 連絡先	健康増進課 〒879-5498 大分県由布市庄内 町柿原302番地 Tel097-582-1111	高齢者支援課 〒879-5498 大分県由布市庄 内町柿原302番地 Tel097-582-1111	事後	組織再編に伴う変更のため
令和3年9月16日		番号法第19条第7号、別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、117の項		事後	番号法改正に伴うもの
令和3年9月16日	Ⅱ 1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月16日	II 2 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和6年12月25日			介護保険法その他の介護保険に関する法律 及び行政手続における個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と いう。)の規定に基づき介護保険に関する事務 を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 (具体的な事務) ①資格管理に関する事務 ②介護認定に関する事務 ③給付に関する事務 ④地域支援事業に関する事務 ⑤の資料の提供等の求めに関する事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条(重要な変更)当たらない字句の整理
令和6年12月25日	I 3		番号法第9条第1項及び別表の100の項並びに 平成26年内閣府・総務省令第5号第50条	事後	番号法改正に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日		番号法第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、 6、8、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴うもの
令和6年12月25日	│Ⅱ 1 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和6年12月1日時点	事前	標準化対応のため
令和6年12月25日	Ⅱ 2 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和6年12月1日時点	事前	標準化対応のため
令和6年12月25日	IV 8. 人手を介在させる作 業	旧様式になし	2) 十分である・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、更新時にも、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認を実施しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	標準化対応のため及び様式の改正に伴うもの
令和6年12月25日	IV 11. 最も優先度が高いと思われる対策	旧様式になし	9) 従業者に対する教育・啓発 2) 十分である 由布市研修計画に従い、管理職へ毎年度当初に研修を行っている。年度中において、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施し、受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事前	標準化対応のため及び様式の改正に伴うもの